

令和 2 年度決算審査特別委員会報告書

令和 3 年 9 月 10 日第 3 回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和 2 年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 3 年 9 月 21 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

令和 2 年度決算審査特別委員会
委員長 横 田 有 一

記

1 事件名

- (1) 認定第 1 号 令和 2 年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第 2 号 令和 2 年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第 3 号 令和 2 年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 認定第 4 号 令和 2 年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 認定第 5 号 令和 2 年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (6) 認定第 6 号 令和 2 年度七飯町水道事業会計決算認定について
- (7) 認定第 7 号 令和 2 年度七飯町下水道事業会計決算認定について

2 審査の経過

令和 3 年 9 月 10 日、13 日、14 日、15 日、16 日、17 日、21 日の 7 日間委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、担当部長、教育次長、担当課長、局長の出席を求め、審査を行った。

3 審査の総括

令和2年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査にあたり、詳細かつ慎重に審査を行った結果、全会計において認定すべきものと決定した。

町長への総括質疑においては、

- ① 大中山小学校の電気暖房について、方式の決定過程に疑義があり、電気料金は、当初の見込金額と差が大きい事への対応がなされていないが見解を伺いたい。
- ② 道の駅借地について、オープン当初から町長は、借地契約を出来るだけ早く解消したい旨を述べているが対応過程をお聞かせ願いたい。
- ③ 非常に残念であるが、職員の心疾患等の疾病や死亡が続いているが、職員の勤務状態や健康管理についてどのように把握し、指導しているのか。
- ④ 昨年の決算委員会に指摘したが、平成27年度の道路整備完了について16件買収し、工事完了は1件、15件は未完了である。本年度もこの状況は進んでいない。町民の税金で買収し、地域の福祉向上に6年も完了しないのはなぜか。

という質疑に対し、

- ① 体育館の暖房の現地調査については、冬期間に行う予定であり、7月9日開催の民生文教常任委員会において、その旨報告しているところである。
調査内容としては、体育館内の温度のモニタリング、暖房計器の設定温度の運用状況、体育館換気扇の動作状況等の確認となっており、その結果を踏まえ対応をして参りたい。
- ② 道の駅に関する土地貸借については、令和19年3月31日までの期間として契約を締結しているところである。土地購入に向けた考えに変わりはなく、道の駅開業以降7回にわたり相手方と面会しているが、その内容については、今後の交渉に支障をきたす恐れがあるので、差し控えさせていただきたい。
- ③ 職員の勤務状態や健康管理の把握については、これまで各担当課長において、時間外勤務の状況や職員の体調管理、過度な負担となっていないかなどを確認させているが、それでは不十分なところもあったのではないかと改めて認識している。

また、町には安全衛生委員会を設置しており、その中で、まだまだやらなければいけない職員の健康管理、衛生管理などの改善策があったのではないかとと思われるところである。

今後は、職場環境の改善や職員の健康管理の徹底などを図るため、安全衛生委員会の定期開催はもとより、詳細な実態把握や適切な指導を行わせるとともに、担当部課長に対しても、十分な目配りを行うことについて周知徹底を図って参りたい。

④ 平成27年度の道路用地購入は4路線・16筆の用地を購入しており、中野7号線については工事完了。桜町15号線については整備中で本町側から整備を進め住宅が張り付いているところまでの整備は完了しており、現道未処理用地部分の寄附が完了したので、残りは住宅の張り付きの少ない箇所の整備を残すのみとなっている。

藤城6号線については、現在最後の1件と用地交渉中であり、用地買収完了とともに工事を再開する。藤城8号線については、用地買収は完了、ビニールハウス等の補償も完了し、本路線は冬季のビニールハウスへの給油時に道路が狭く、困難だということで整備を始め、狹隘部分については拡幅が完了している。

平成27年度の道路用地購入路線は、完了しているか否かと言われると完了していないが、現在整備中である。

早期着手・早期完了を目指していきたいところではあるが、町全体の認定道路を効率よく整備・補修していかなければならないので、一極集中して整備することは困難であり、効率よく全体の整備を図っているということで、ご理解頂きたい。

と答弁があった。

以下、会計ごとの審査結果については、次のとおりである。

4 審査の結果

(1) 認定第1号 令和2年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1.	歳 入 総 額	15,610,112,760
2.	歳 出 総 額	15,545,203,205
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	64,909,555
4.	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	11,522,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	11,522,000
5.	実 質 収 支 額	53,387,555
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

令和2年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 15,610,112,760 円で、前年

度と比較し、国庫補助金（特別定額給付金給付事業補助金）の増加により、全体で 3,621,580,296 円増加している。町財政の根幹をなす町税の収入済額は 2,958,062,280 円と新型コロナウイルス感染症の影響により前年度より 15,972,854 円減少している。

歳出総額は 15,545,203,205 円で、前年度と比較して、総務費（特別定額給付金事業費）、消防費（防災行政無線整備管理費）などの増加により全体で 3,688,614,679 円増加している。

歳入歳出差引額は 64,909,555 円で、翌年度へ繰越すべき財源 11,522,000 円を差し引いた実質収支額は 53,387,555 円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は 72,301,383 円の赤字であり、これに財政調整基金への積立金 67,000,000 円を加え、基金取り崩し額 67,000,000 円を差し引いた実質単年度収支額は 72,301,383 円の赤字であるが、実質収支額は黒字であり、翌年度繰越額を除いた執行率は 98.8%とほぼ予算どおりに執行されたと認められる。

以上、本会計については、起立採決をした結果、賛成 9 名、反対 6 名により認定すべきものと決定した。

(2) 認定第 2 号 令和 2 年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	3,357,958,147
2. 歳 出	総 額	3,274,829,869
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	83,128,278
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支	額	83,128,278
6. 実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は 3,357,958,147 円、歳出総額は 3,274,829,869 円で、実質収支額は 83,128,278 円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収

支額を差し引いた単年度収支額は 64,961,977 円の黒字である。

令和元年度から黒字決算となり繰上充用金が皆減したことにより、昨年度に続き黒字決算となっている。新型コロナウイルスの影響により国民健康保険税の歳入は減少し国庫支出金による補填があったものの、今後も、税込の確保や収入未済額の緊縮などにより、国保事業の適正かつ安定した運営に努めていきたい。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1.	歳 入 総 額	445,153,269
2.	歳 出 総 額	438,238,969
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	6,914,300
4.	(1) 継続費逡次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	6,914,300
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

本会計の歳入総額は 445,153,269 円、歳出総額は 438,238,969 円で、実質収支額は 6,914,300 円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号 令和2年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	2,882,084,338
2. 歳 出	総 額	2,839,824,591
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	42,259,747
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質	収 支 額	42,259,747
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は2,882,084,338円、歳出総額は2,839,824,591円で、実質収支額は42,259,747円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の10,392,450円となっており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号 令和2年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

土地造成事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	1,506,246
2. 歳 出	総 額	33,000
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	1,473,246
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質	収 支 額	1,473,246
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は 1,506,246 円、歳出総額は 33,000 円で、実質収支額は 1,473,246 円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(6) 認定第6号 令和2年度七飯町水道事業会計決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

総収益 487,218,950 円で 28,393,130 円の減少、総費用 427,449,866 円で 20,085,724 円の減少、差し引き当年度純利益は 59,769,084 円で 8,307,406 円減少したが、黒字決算となった。

当年度純利益 59,769,084 円に前年度繰越利益剰余金 70,157,251 円とその他未処理分利益剰余金変動額 100,000,000 円を加えた当年度未処分利益剰余金 229,926,335 円のうち、令和3年度に減債積立金 30,000,000 円、建設改良積立金 25,000,000 円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は 174,926,335 円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号 令和2年度七飯町下水道事業会計決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

令和2年度から公営企業会計へ移行した下水道事業会計は、総収益 721,340,016 円、総費用 689,925,881 円、差し引き当年度純利益は 31,414,135 円の黒字決算となった。

当年度純利益 31,414,135 円のうち、令和3年度に減債積立金 2,000,000 円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は 29,414,135 円としている。

地方公営企業法の適用初年度であることから前年度との比較はできないが、当年度純利益は黒字であることから、本会計については適正な予算執行が行われていると判断され、全員一致で認定すべきものと決定した。